

文学研究科国文学専攻国文学分野
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、国文学専攻国文学分野における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

第1条（学位の名称）

第1項 国文学研究ならびに日本語学研究を内容とする学位請求論文を提出し、本塾大学院文学研究科国文学専攻が組織する審査委員会による所定の審査を受け、且つ本塾大学院文学研究科委員会の審査に合格した者に対して、博士（文学）の学位を授与する。

第2項 ここに定める学位の英語の公式名称を“Ph. D. in Literature”とする。

第2条（学位申請の資格）

第1項 第1条に定める学位を申請する者の内、本塾大学院文学研究科後期博士課程の所定単位を取得して退学する見込みの者、あるいは後期博士課程に入学して6年未満（標準修業年限期間中における休学、留学期間を除く）の者は、いわゆる課程博士の申請資格を有する。

第2項 第1項に該当しない者は、いわゆる論文博士の申請資格を有する。

第3条（審査の種類）

第1項 いわゆる課程博士の学位申請者は、論文審査および面接審査を受けなければならない。

第2項 いわゆる論文博士の学位申請者は、論文審査、面接審査および学識確認を受けなければならない。

第4条（審査委員会の構成）

第1項 第1条に定める審査委員会は国文学専攻の専任教員の協議によって構成し、その構成員は次の第2項から第4項までに定める責務を負う。

第2項 審査委員会は主査1名、副査2名以上、学識確認担当者1名から成る。主査は国文学専攻の文学研究科委員が担当し、論文審査、面接審査および学識確認の全般を統括する。

第3項 副査は主査を補佐し、論文審査および面接審査を行なう。

第4項 学識確認担当者は、主査または副査が兼任することができる。学識確認担当者は、学位申請者の学識を面接によって確認する。

第5条（審査対象）

第1項 審査対象となる論文は、日本語で10万字以上の分量を持たなければならない。

第2項 審査対象となる論文は、国文学専攻の文学研究科委員が「博士（文学）」の学位を授与するに相応しい学問的業績と認めたものでなければならない。

第3項 学位申請者は学位請求論文の提出までに、査読制のある学術雑誌に掲載された単著論文が3本以上なければならない。

第6条（研究の範囲）

学位請求論文は、国文学ならびに日本語学を研究対象とするものに限る。

第7条（学位請求の手続き）

第1項 学位申請者は、申請手続きをする前に、国文学専攻の文学研究科委員の許可を受けなければならない。

第2項 学位申請者は、本塾大学学位規定にしたがって申請手続きを行わなければならない。

第3項 学位請求論文の受理に当たっては、文学研究科委員会の承認を受けなければならない。